

株式会社A I R D Oからの混雑空港（福岡空港）
運航許可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年5月24日（火） 11：45～11：55

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、本間、宮田、佐藤

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、令和4年5月10日（火）及び同月19日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った。その結果、本件については、航空法第107条の3第3項に規定する混雑空港運航許可の基準に適合しており、許可することが適当であるとの結論を得た。ただし、答申書における同条に係る記載については、表現の適正化を行うこととした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。